奈整西整　第　８０　号
平成２９年　１月　４日

工作物等所有者
奈良市青野町一丁目８番１０号
上田　和典　様

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業
施行者　　奈　良　市
代表者　　奈良市長　　仲　川　元　庸

工作物等移転又は除却の通知及び照会

あなたが所有する次の工作物等は，土地区画整理事業の施行のため，平成２９年３月３１日までに仮換地に移転又は除却していただくことになりましたので，通知します。

前記の期限後は，土地区画整理法第７７条第７項の規定に基づき，施行者奈良市が移転又は除却工事を行うことになりますので，あなたが前記期限までに自ら移転又は除却される意思があるか否かを添付の用紙で回答してください。

以上，土地区画整理法第７７条第２項の規定に基づき，通知及び照会します。

記

工作物等の所在地	構造及び規格	数量	摘　要
奈良市青野町５６番１ 奈良市青野町５６番３	工作物・立竹木　等	一式	（土地所有者） 奈良市青野町５６番１　上田和典 奈良市青野町５６番３　上田弘子

（注意事項）

1　仮換地について使用収益を開始することができる日は，土地区画整理法第９９条第２項の規定に基づき別に定めて通知します。

2　自ら移転又は除却される場合の補償金については，奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所でお知らせします。

3　移転完了前に所有者が変わった場合は，新旧所有者連署のうえ，ただちに奈良市都市整備部西大寺駅周辺整備事務所へ届けてください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求につき奈良県知事がした裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内に、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができます。

3　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、奈良市を被告として（訴訟において奈良市を代表する者は奈良市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、上記２の再審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

4　ただし、上記３の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記３の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以　上

平成　　年　　月　　日

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業
施行者　　奈　良　市
代表者　　奈良市長　　仲　川　元　庸　宛

住　所
氏　名　　印

回　　答　　書

平成２９年　１月　４日付　奈整西整第　８０　号で照会のあった私所有の次の工作物等の移転又は除却について，次のとおり回答します。

移転又は除却の意思　　有　　無　　（該当するものを○で囲む）

記

工作物等の所在地	構造及び規格	数量	摘　要
奈良市青野町５６番１ 奈良市青野町５６番３	工作物・立竹木　等	一式	（土地所有者） 奈良市青野町５６番１　上田和典 奈良市青野町５６番３　上田弘子